

品質表示基準の見直しについて

「純製ラード」



20消安第7020号
平成20年10月1日

農林物資規格調査会
会長 沖谷明紘 殿

農林水産大臣 石破 茂



日本農林規格及び品質表示基準の改正について（諮問）

下記1及び2に掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

また、下記3及び4に掲げる品質表示基準の改正を行う必要があるので、同法第1.9条の13第5項の規定に基づき貴調査会の意見を求める。

記

- 1 精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）
- 2 トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）
- ③ 純製ラード品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1673号）
- 4 トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）

純製ラード品質表示基準の見直しについて（案）

平成21年2月9日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、純製ラード品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1673号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

純製ラードは、消費者向けの製品がごく僅かなこと、名称規制については消費者に重大な誤認を与えないことから、加工食品品質表示基準別表4の名称規制の対象から削除するとともに、これにより表示内容については加工食品品質表示基準とほぼ同様となるので、純製ラード品質表示基準は廃止する。

純製ラード品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1673号
 改正 平成16年 7月14日農林水産省告示第1360号
 改正 平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号

(趣旨)

第1条 純製ラード(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 純製ラード | 次に掲げるものをいう。 1 食用油脂(食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年3月31日農林省告示第523号)第2条に規定する香味食用油を除く。以下同じ。)のうちの精製(脱酸、脱色、脱臭等をいう。)した豚脂を急冷練り合わせし、又は急冷練り合わせしないで製造した固状又は流動状のもの 2 1に香料等(乳化剤を除く。)を加えたもの |

(表示の方法)

第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「純製ラード」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して、「未練り」又は「流動状」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 原材料の豚脂は、「豚脂」と記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

附 則(平成12年農林水産省告示第1673号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年農林水産省告示第1360号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(加工食品品質表示基準の一部改正)

2 加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第530号)の一部を次のように改正する。

別表3中精製ラードの項を次のように改める。

| | |
|-------|---|
| 純製ラード | 純製ラード品質表示基準 (平成12年12月19日農林水産省告示第1673号)第3条第1号 |
|-------|---|

附 則(平成16年農林水産省告示第1821号)

この告示は、公布の日から施行する。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成20年10月3日（金）
14時～
場所：農林水産省第2特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

第1部

- (1) 日本農林規格の見直しについて
 - ・精製ラードの日本農林規格の改正
 - ・トマト加工品の日本農林規格の改正
- (2) 品質表示基準の見直しについて
 - ・純製ラード品質表示基準の廃止
 - ・トマト加工品品質表示基準の改正

第2部

- (1) 定温管理流通加工食品の日本農林規格の制定について
- (2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しについて「精製ラード」(案)
- 3 品質表示基準の見直しについて「純製ラード」(案)
- 4 日本農林規格の見直しについて「トマト加工品」(案)
- 5 品質表示基準の見直しについて「トマト加工品」(案)
- 6 日本農林規格の制定について「定温管理流通加工食品」(案)
- 7 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

参考資料

- 第1回（平成20年7月22日開催）検討資料
- 第2回（平成20年8月29日開催）検討資料

農林物資規格調査会部会委員名簿

| 氏名 | 役職 |
|----------|-------------------------------|
| ◎ 石井 胖行 | 財団法人食品産業センター参与 |
| ◎ 伊藤 潤子 | 前日本生活協同組合連合会理事 |
| ◎ 加藤 さゆり | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 |
| ◎ 田島 眞 | 実践女子大学生生活科学部教授 |
| ◎ 並木 利昭 | 日本スーパーマーケット協会参与 |
| ○ 粟生 美世 | 社団法人栄養改善普及会理事 |
| ○ 板垣 和雄 | 株式会社A D E K A食品本部食品開発研究室長 |
| ○ 井出 武美 | イオンリテール株式会社デリカ商品本部企画開発部長 |
| ○ 澤木 佐重子 | 社団法人全国消費生活相談員協会 |
| ○ 関 正綱 | 株式会社ファミリーマート取締役常務執行役員 |
| ○ 田丸 せつ子 | 全国生活学校連絡協議会副会長 |
| ○ 徳永 瑛子 | 日本主婦連合会副会長 |
| ○ 野老 正明 | 社団法人日本べんとう振興協会専務理事 |
| ○ 畠山 俊次 | カゴメ株式会社東京本社品質保証部長 |
| ○ 長谷川 朝恵 | 消費者（消費生活アドバイザー） |
| ○ 堀江 雅子 | 財団法人ベターホーム協会常務理事 |
| ○ 松井 千輝 | 公募委員 |
| ○ 山根 香織 | 主婦連合会会長 |
| 佐野 邦生 | イオンリテール株式会社デリカ商品本部カミサリーマネージャー |

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報
(純製ラード品質表示基準の一部改正案)

改正案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H20.10.24～H20.11.22)

受付件数 なし